

業者情報管理システム運用保守
管理業務委託
入札説明書

(令和7年4月1日付け公告)

埼玉県総務部入札審査課

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）、埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）及び本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

業者情報管理システム運用保守管理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様

「業者情報管理システム運用保守管理業務委託仕様書」及び「情報セキュリティ特記仕様書」による。

(3) 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで。

(4) 履行場所

埼玉県総務部入札審査課長が指定する場所とする。

2 スケジュール

期 日	内 容
令和 7 年 4 月 1 日（火）	入札公告
令和 7 年 4 月 1 日（火）	入札説明書等の配布開始
令和 7 年 4 月 3 日（木）午後 1 時	「質問書」の提出期限
令和 7 年 4 月 7 日（月）午前 9 時	「一般競争入札参加資格確認申請書」の提出開始
令和 7 年 4 月 7 日（月）午後 1 時	「質問書」への回答
令和 7 年 4 月 9 日（水）午後 4 時	「一般競争入札参加資格確認申請書」の提出期限
令和 7 年 4 月 11 日（金）午後 2 時	「一般競争入札参加資格確認通知書」の発行
令和 7 年 4 月 15 日（火）午後 2 時	「入札書」及び「入札辞退届」提出期限
令和 7 年 4 月 15 日（火）午後 2 時 30 分	開札

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加できる者は、下記(2)の申請を行い、本件入札に係る参加資格の確認を得た者に限るものとする。
- (2) 入札参加者は、様式1「一般競争入札参加資格確認申請書」(以下、「確認申請書」という。)を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して、令和7年4月7日(月)午前9時から令和7年4月9日(水)午後4時までに提出しなければならない。
- (3) (2)のほか、添付書類として(2)の期限内に以下の書類を16(4)に記載のメールアドレスに電子メールで送付すること。
 - ・ 情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であることを証する書類
 - ・ 5に定める入札保証金の免除を希望する場合は、別紙1「入札保証金について」に定める書類
- (4) 入札参加資格の確認結果については、電子入札システムにより、令和7年4月11日(金)午後2時までに、一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)に記載する。
- (5) 確認通知書を受領した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、電子入札システムを利用して令和7年4月15日(火)午後2時までに、電子入札システムから辞退処理を行う。
- (6) その他
 - ア 確認申請書等を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ウ 入札執行者は入札参加資格の確認以外に、提出された確認申請書等を提出者に無断で使用しない。
 - エ 提出された確認申請書等は返却しない。
 - オ 提出期限日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 確認申請書等に関する問い合わせ先は16(4)の担当窓口とする。
 - キ 参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問書の受付

入札説明書、仕様書等に関して質問がある場合は、令和7年4月3日(木)午後1時までに、電子メールにより、16(4)のメールアドレスあてに、様式2「質問書」を提出すること。(必要に応じて別途資料を貼付すること。)

なお、提出の際の件名は「【質問書】業者情報管理システム運用保守管理業務委託」とすること。

また、到達の確実を期するため、電話により着信の確認を行うこと。

受付期限を過ぎた質問及び指定する書式及び方式によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続等、事務手続に関する質問はこの限りでない。
- (2) 質問書に対する回答

令和7年4月7日（月）午後1時まで、質問書に記載されたメールアドレスあてに回答するほか、入札情報公開システム上で公表する。

5 入札保証金

別紙1「入札保証金について」のとおり

6 入札書の提出

- (1) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書（案）、その他の配布書類及び埼玉県電子入札総合案内を熟知の上、入札しなければならない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (3) 入札参加者等は、電子入札システムにより、入札を行わなければならない。また、入札金額については、仕様書に明記した一切の諸費用を含めた上で、その総額において入札金額を見積もること。
- (4) 入札書の提出期限等
 - ア 提出期限
令和7年4月15日（火）午後2時まで
 - イ 提出方法
電子入札システムから入札する。
- (5) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (6) 入札参加者等は、仕様書に明記した一切の諸費用を含めた上で、その総額において入札金額を見積もること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札参加者等は、「契約書（案）」に基づき、契約金額の支払方法等の契約条件を十分考慮した上で、契約金額を見積もること。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記載すべき事項が明らかでない入札書によるもの
- (3) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (4) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (5) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの

- (6) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (7) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (8) 電子証明書を不正に使用した入札
- (9) 指定の日時まで電子入札システムのファイルに記録が行われなかった入札
- (10) その他この入札の条件に違反した入札

8 開札の執行

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和7年4月15日（火）午後2時30分
 - イ 場所
埼玉県総務部入札審査課
- (2) 注意事項
 - ア 入札に参加する者が1者であっても、入札は執行する。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、11に定める最低制限価格未満の場合は、落札者とせず、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムから入力した3桁のくじ番号により電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、全ての入札者に通知する。
- (4) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

10 再度入札

- (1) 開札の結果、入札参加者等の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がないときは、再度入札を行う。
- (2) 再度入札を行う場合は、電子入札システムを利用した入札参加者に、電子メールにより再度入札の通知が届くので、通知に従い、入札書提出の操作を行うこと。
- (3) 再度入札は1回行う。
再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における金額の下位の入札者に様式3「見積書」の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

11 最低制限価格制度の適用

本件調達は、地方自治法施行令第167条の10第2項に基づく最低制限価格制度を適用する。

1 2 入札の辞退

確認通知書を受理した後、入札書の提出期限までに入札を辞退する場合は、電子入札システムにより、辞退処理を行うこと。

1 3 契約保証金

別紙 2 「契約保証金について」のとおり。

1 4 契約書の作成

- (1) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) この契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、電子メールが必要となる。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じない。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。

1 5 本書の他熟知すべき事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）
- (3) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）
- (4) 埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）
- (5) 本件調達に係る入札公告

1 6 その他

- (1) 入札参加者等又は契約の相手方が本件の調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者等又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札執行権者
埼玉県総務部入札審査課長
- (4) 本件調達に関するの担当窓口
郵便番号：330-9301
所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
機関名：埼玉県総務部入札審査課 システム担当
担当：平、福地、深山
電話番号：048-830-5181（直通）
F A X：048-830-4914
メー ル：a5770-02@pref.saitama.lg.jp

(5) システム障害又は天災が原因の停電等で入札及び開札事務が処理できない場合は、入札及び開札の延期、紙媒体の入札書を使用して行う入札への移行等の措置を講ずるものとする。

なお、上記の場合は、電話、ファクシミリ、埼玉県ホームページ等により、必要な事項を連絡するものとする。

(6) 会社名や代表者の変更により電子証明書の変更（再取得）が間に合わないなど、やむを得ない理由がある場合は、紙による入札を認める場合があるので(4)の担当窓口にお問い合わせすること。